

判決年月日	平成 1 6 年 2 月 2 5 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部 (旧 第 1 3 民事部)
事 件 番 号	平成 1 5 年 (ネ) 1 2 4 1 号		
○アメリカ合衆国法人の同国内での行為が、同国著作権法に基づく著作権を侵害するとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を求めた事案につき、我が国の国際裁判管轄を認めることができないとされた事例			

本件は、控訴人が、アメリカ合衆国法人である被控訴人に対して、被控訴人の同国内での行為は、控訴人が同国著作権法に基づいて有する著作権を侵害するとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を求めた事案であり、本件につき我が国の国際裁判管轄を否定して訴えを却下した原判決に対し、控訴人がその取消しを求めて控訴したものである。

本判決は、民訴法 5 条 1 号（義務履行地）の裁判籍が東京地裁にある旨の控訴人の主張に対し、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきであるところ、上記訴えは、我が国に住所を有する控訴人がアメリカ合衆国に住所を有する被控訴人に対して提起したものであり、我が国に訴訟が提起されることについての被控訴人の予測可能性、被控訴人の経済活動の本拠地等を考慮すると、上記訴えについて、我が国の国際裁判管轄を認めて、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することを被控訴人に強いることは、正に、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に著しく反するものというべきである」、「裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が我が国に住所を有しない外国法人である場合は、その法人が進んで服するときを除き、我が国の裁判権は及ばないのが原則であること・・・、上記訴えに係る損害賠償請求の義務履行地は、契約によって定められたものではないこと等に照らせば、上記訴えにつき義務履行地としての裁判籍（民訴法 5 条 1 号）を認める余地がないことは明らかというべきである」と判示し、本件訴えについては我が国の国際裁判管轄を認めることができないとして、本件控訴を棄却した。